処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第３１条の１９第１項
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備　　考：

別紙１

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準

第１　指示

１　指示の基準

(1)　法若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第28条第１項（法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第２項（法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第25条、第29条、第31条の４第１項若しくは第31条の６第２項第１号、第31条の９第１項若しくは第31条の11第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項若しくは第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

　なお、法に基づく処分又は法第３条第２項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

(2)　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、指示を行い、又は営業の停止を命ずる場合、当該違反の態様、組織性等に鑑み、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が認められ、これを未然に防ぐ必要があるときや、当該指示処分又は営業停止命令の実効性を担保するために必要なときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても指示をすることができる。

(3)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(4)　指示は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。

(5)　指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(6)　指示は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続

(1)　指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第13条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

(2)　指示は、規則第112条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

(4)　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者について、一の営業所に関して行われた違反行為を処分事由として、他の営業所についても指示処分を行う場合、当該指示処分の内容は一の営業所について行われるものと必ずしも同一である必要はなく、個別の事情に応じて決定される。

４　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第２　措置命令

１　措置命令の基準

(1)　法第31条の８第３項又は第４項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10又は第31条の11第２項第２号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。

(2)　措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとすること。

(4)　措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　措置命令は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　措置命令の手続

(1)　措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。

(2)　措置命令は規則第112条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　措置命令の内容

第１の３に準じて行うこと。

４　措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。